

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（派遣元事業場）に雇用され、D店（派遣先事業場）に派遣され、同店の改装工事において、現場作業員として従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、同店内〇売り場の通路に置かれていたフックの入った箱から前屈みの姿勢でフックを探していたところ、背面の棚に立て掛け陳列されていた鉄鋼製布板が倒れ、負傷（以下「本件負傷」という。）した。

請求人は、同日、E病院に受診し「右大腿打撲傷、右胸背部挫傷、頭部外傷Ⅰ型、臀部挫傷、腰部挫傷、後頭部打撲傷」と診断され、入院加療した。

その後、請求人は、F病院、G医療センター、Hセンター、I医療センターを経て、J病院に受診し加療した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、K医師の診断結果をもって、自らの障害の状態を「右上下肢の麻痺、知覚障害、しびれ等」として、障害補償給付請求に及んだものである。

(2) 当審査会において、改めて、K医師作成の診断書及び「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」、L医師及びM医師作成の意見書を含む一切の記録を精査するも、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおり、MRI、CT等の画像診断上、請求人の脳、せき髄に異常所見は認められず、請求人が訴える上記症状について、医学的な根拠を見いだすことはできない。そうすると、当審査会としても、請求人には、「局部に神経症状を残すもの」に相当する障害が右上下肢に残存すると認めることが妥当と思料する。したがって、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級に該当するものと判断する。

(3) なお、K医師は、上記診断書及び「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」において、請求人の障害の原因となった傷病名として「頸髄損傷、脳挫傷」と述べているところ、同意見書において、脳、せき髄等に係る画像診断結果等として「画像上の明らかな異常は認められず。」とも述べており、同医師の見解は、客観的医学的所見を欠くものと言わざるを得ない。

(4) また、請求代理人は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の障害の原因は高次脳機能障害である旨主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、採用することはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。